

## 駐車許可申請について

訪問診療等の使用する車両が、訪問先に駐車場がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっています。

本会では、個別の事例ごとに申請を必要とする駐車許可ではなく医師が急病人等の往診のために使用する車両に出される駐車規制からの除外措置の対象とするよう、埼玉県警察本部に働きかけていますが現在まで進展がありません。

薬局薬剤師の訪問診療に関して、現在は、駐車許可での対応しか認められていませんので、緊急時の対応手順について以下に示します。

平常時	緊急時(医師の求めにより、人の生命、身体に関わる緊急訪問を行う場合)
<p>1 あらかじめ駐車許可申請書(2通)に①駐車を受けようとする日時期間、②駐車を受けようとする場所、③駐車を受けようとする理由を記載して申請。 添付文書として、駐車場所の見取り図、自動車車検証の写し1通、駐車せざるを得ない特別な事情を証明する書類の写し1通 (申請から許可証受領まで1～2日)</p> <p>2 許可証の原本をフロントガラスの内側に掲示</p> <p>同じ場所に反復継続して訪問する場合の許可証の有効期間は原則1年</p>	<p>1 電話で次の必要事項を伝える。 ①駐車を受けようとする日時期間、 ②駐車を受けようとする場所 ③車の番号 ④連絡先(薬局名、運転者氏名、電話番号)</p> <p>2 警察署職員は審査した上で許可をし、申請者に駐車許可番号、駐車許可年月日、警察署名を伝える。</p> <p>3 駐車許可番号、駐車許可年月日、駐車許可した警察署の名称、運転者の連絡先を<u>書いた紙</u>をフロントガラスの内側に掲示</p>

(対応の例示)

医師から、「患者が退院し自宅に帰った。」「患者の様態の急変があった。」等の理由により「薬を至急届け服用させるように」との処方箋が発行される。薬剤師は、調剤した薬を持って車で患者宅近くに到着するが、車の入る敷地がなく、パーキングもない。また、道路標識を見ると駐車禁止の標識がある。このため、患者宅の近くから所轄の警察署に電話をし、上表の緊急時の手順に従って、許可内容を記載した紙をフロントガラス内の内側に掲示して、駐車をして患者宅を訪問した。

# 駐車許可

駐車許可番号

駐車許可

令和 年 月 日

警察署

連絡先

—

—